

粉飾決算等の看過と会計監査人の民事責任

田
澤
元
章

- 一 民事責任の適切な追及の必要性
 - 二 会計監査人とその損害賠償責任
 - (1) 会社法における会計監査人
 - (2) 会計監査人の損害賠償責任
 - 三 粉飾決算・不正会計等を看過した会計監査人の民事責任
 - (1) 監査規範
 - (2) 善管注意義務違反の判断
 - (3) 会社の法定監査における過失の有無に関する裁判例
- 四 結びに代えて

一 民事責任の適切な追及の必要性

粉飾決算事件として、古くは、昭和四〇年の山陽特殊鋼事件が有名あり、その後も、昭和五三年の不二サツシ事件、昭和五九年のリッカー事件などが、社会的にも注目を集めた事件として有名である。最近では、平成一七年のカネボウ事件¹⁾、平成一八年のライブドア事件、日興コーディアル事件などが巨額の粉飾決算事件として記憶に新しい。

過去の粉飾決算事件においては、粉飾決算に関与した公認会計士が、証券取引法上の刑事責任を問われたり、公認会計士法上の行政処分を受けることがあった²⁾。しかし、粉飾決算を発見できずに看過して、会社法上の会計監査報告や金融商品取引法上の監査証明において適正意見を表明した会計監査人（以下、会社法上の会計監査人及び金融商品取引法上の公認会計士及び監査法人を含めて会計監査人という）に対し、損害賠償責任を追及した裁判例は、最近までほとんどなかった。

会社の会計上の不正を看過して適正意見を表明した会計監査人に対して、被監査会社から会計監査人に対し損害賠償責任が追及された初の事例として、平成三年のコツパーズ事件第一審判決³⁾が有名であるが、これは有明会社の任意監査に関する裁判例であった。我が国において、旧商法特例法（会社法）³⁾または旧証券取引法（金融商品取引法）が要求する法定監査において、粉飾決算等の会計の不正を看過して適正意見を表明した会計監査人に対し、その損害賠償責任を訴訟により追及するようになったのは、平成九年に粉飾決算の末に破綻し自主廃業した山一証券事件の後である。粉飾決算をしていた山一証券の財務諸表監査において、監査法人が適正意見を表明していたことから、監査証明に係る財務諸表等について虚偽記載があるのに虚偽がないものとして証明したとして、山一証券の

株主が監査法人に対し虚偽記載により生じた損害賠償責任（旧証取法二四条の四・二二条・二一条一項三号）を追及した平成一七年及び平成一八年の二件の裁判例が知られている。この後、会計監査人の損害賠償責任を追及する裁判例が散見されるようになった。

山一證券事件を含め、粉飾決算などの不正な会計を看過した会計監査人の損害賠償責任を追及する裁判例のほとんどは、会計監査人の責任を否定している（三（三）参照）。旧商法特例法による法定監査において、粉飾決算を看過した会計監査人の被監査会社に対する損害賠償責任を認めた初の裁判例が平成二〇年のナナボシ事件判決⁵である。翌年の平成二一年には、山一證券事件の場合と同様に、投資家（株主）が監査法人に対し旧証取引法上の虚偽記載に対する損害賠償責任を追及したライブドア一般投資家損害賠償請求事件において、初めて投資家（株主）に対する責任が肯定された。⁶

長い間、会計監査人の民事責任の追及が稀であった状況が続いた理由として、次のような説明がなされている。⁷ 会計監査人に監査の失敗があつた場合でも、被監査会社自体は、内部統制の整備が不十分であるとか、自ら粉飾を行っているという負い目があるから、会計監査人の民事責任を追及するという行動を普通はとらない。したがって、被監査会社が倒産した後に、破産管財人や更生管財人が会計監査人の民事責任を追及するという場合を除けば、個々の投資家・株主・会社債権者が追及するしかない。しかし、我が国では、クラス・アクション制度がないことから、訴訟に要する手間と費用が訴訟によって回復できる損害額と見合わないことになるのが一般的である。訴訟を提起した場合も、会計監査人の民事責任については、判例の蓄積もないので、立証活動をどのように進めたらよいかという点で不安が残ろう。会計監査人の過失を立証するのは容易ではなく、会社法も金融商品取引法も、会社外の第三者（債権者・投資家等）に対する責任については、証明責任の転換を図っているとはいえない（会社法四二九条二項但書及び二項四号、金商法二二条二項二号・二三条一項・二四条の四）、一般人である原告にとっては監査のプロ

セスはブラック・ボックスであり、訴訟を提起して費用と時間を費やすことはリスクである。したがって、現行法の下では、零細な株主や投資家にとつて、会計監査人の監査報告が虚偽であり、それによつて損害を被つても、泣き寝入りすることが経済的に合理性を有する可能性が高い。したがって、これまで会計監査人の責任が追及されてこなかったのは、ミクロ的に見れば合理的な行動の集積の結果といえよう。

しかし、会計監査人の責任が適切に追及されないことはマクロ的に見ると問題がある。会計監査人の監査が職業的専門家として一般に要求される水準に従つて誠実に行われなるときには、当該会計監査人に対して適切な責任追及が行われる体制が實際上確立されているならば、そのような責任追及の可能性が、会計監査人に対して監査を正当な注意を尽くして誠実に行わせるインセンティブとして機能するのみならず、そのことゆえに、一般人がひろく、会計監査人の監査が正当な注意を尽くして誠実に行われたものと信頼することに大きく貢献するからである。⁽⁸⁾ 監査を信頼しても意味がないということになれば、計算書類あるいは財務諸表の作成を要求し、開示することを求める意味が失われることになる。また、責任追及がなされないことは、会計監査人の独立性を弱める方向に働く可能性がある。⁽⁹⁾ 会計監査人に対して損害賠償責任の追及がなされない状況のもとでは、被監査会社に対して厳しく監査を行った結果、会計監査人として再任されないことによる経済的損失よりも、むしろ甘い迎合的な監査により、会計監査人として再任を受け続け報酬を得るほうが、経済的利益が大きいことになりかねないからである。

したがって、適切な責任追及がなされることは、会計監査人が正当な注意を尽くして監査を行うインセンティブとなり、監査への信頼性を高めることに資するとともに、監査対象である計算書類ないし財務諸表の開示制度を有効に機能させることにつながる。本稿では、現在までの法定監査に関する公表裁判例をもとに、会計監査人は如何なる場合に損害賠償責任を負うのかを、善管注意義務違反の問題を中心に述べるものである。

- (1) 平成二年〜平成六年の粉飾決算が平成一七年に発覚し、上場廃止となった。粉飾額は一〇〇〇億円を超える。会計監査を担当した中央青山監査法人は、金融庁から行政処分を受け、その後、解体を余儀なくされた。
- (2) 近時のライブドア事件及びカネボウ事件における公認会計士の刑事責任等につき、岸田雅雄「粉飾決算の防止と公認会計士の役割」商事法務一八二二号(二〇〇七年)四四頁以下参照。
- (3) 後掲注(30)及び注(31)に述べるように、第一番の東京地判平成三年三月一九日判例時報一三八一号一六頁は、監査法人の善管注意義務違反を認め、被監査会社に対する損害賠償責任を肯定したが、控訴審である東京高判平成七年九月二八日判例時報一五二二号二八頁は、監査法人の過失を認めず、損害賠償責任を否定した。
- (4) 大阪地判平成一七年二月二四日判例時報一九三二号一五二頁、大阪地判平成一八年三月二〇日判例時報一九五一号二九頁。
- (5) 大阪地判平成二〇年四月一八日判例時報二〇〇七号一〇四頁。
- (6) 東京地判平成二二年五月二一日判例時報二〇四七号三六頁。有価証券報告書に記載された連結損益計算書に不正な会計処理があるにも拘わらず、当該連結損益計算書を対象とする監査報告書に無限定適正意見を記載したことにより、監査証明においてこれを虚偽でないと証明し、そのことにつき過失がなかったと認めるに足りる証拠はないとして、監査法人について、旧証券取引法二四条の四、二二条一項に基づく損害賠償責任を肯定した。更に、監査報告書に署名押印した監査法人の社員たる公認会計士個人についても、虚偽記載を知らないで株式を取得した者に対し、記載が虚偽であることにより生じた損害を賠償すべき不法行為責任(民法七〇九条)を負うと判示している。
- (7) 弥永真生「会計監査人の責任と株主代表訴訟」企業会計五三巻九号(二〇〇一年)二四頁〜二五頁。
- (8) 神埼克郎「監査法人の法的責任 日本公認会計士協会の法規委員会の答申に関連して」商事法務九四二号(一九八二年)二頁。
- (9) 弥永・前掲注(7)二六頁。

二 会計監査人とその損害賠償責任

(1) 会社法における会計監査人

我が国では、企業の会計上の不祥事、とくに有名な大企業の粉飾決算とその発覚による倒産という社会的事件を経験するたびに、会社法上の監査制度の改革・強化がなされてきた。昭和四五年前後に粉飾決算事件が多発し、大会社の経営者に対する監督が機能していないとの認識から、昭和四九年商法改正が行われた。この改正により制定された商法特例法（昭和四九年法律第二二号。会社法制定に伴い平成一七年法律第八七号により廃止）において、商法特例法上の大会社につき会計監査人による会計監査が義務づけられたのが、会社法上の会計監査人制度の始まりである^⑩。商法特例法九条は会計監査人の会社に対する任務懈怠による損害賠償責任を規定し、同法一〇条は、監査報告書に虚偽記載があった場合の第三者に対する損害賠償責任（但し、無過失を立証した場合は免責される）を規定していた（会社法は、この民事責任規制を継承している。会社法四二三条一項・四二九条二項四号）。

平成一七年制定の現行会社法は、商法特例法の会計監査人制度を承継し、より強化したものとなっている。会計監査人による監査が義務づけられるのは、株式会社のうち、大会社および委員会設置会社である（会社法三二七条五項・三二八条）。大会社（会社法二条六号）に会計監査人の設置される理由は、その規模が大きく、計算関係が複雑となるうえ、債権者等の利害関係者も多数にわたることが多いからである。委員会設置会社（会社法二条一二号）においては、業務執行に対する監督を内部統制システムを利用して行う側面が強いところ、会計監査人を設置しないと、内部統制システムの重要要素である「企業の財務報告の信頼性を確保する」仕組みの構築が難しく、三つの委員会（指名委員会、監査委員会および報酬委員会）が機能しないと考えられるからである^⑪。また、大会社ま

たは委員会設置会社以外の株式会社でも、監査役を一名設置すれば、定款の定めによって、会計監査人を置くことができる（会社法三二六条二項・三二七条三項）。

会計監査人は、株式会社の計算書類及びその附属明細書、臨時計算書類並びに連結計算書類（以上をまとめて「計算関係書類」という。会社計算規則二条三項三号）を監査し、会計監査報告を作成するのがその職務である（会社法三九六条一項、会社法施行規則一一〇条）。会計監査人となることができる資格を有するのは、公認会計士又は監査法人（公認会計士法二条・三四条の二の二）に限られる（会社法三三七条一項）。

監査役と会計監査人との関係についていえば、監査役は株式会社の業務全般について監査を行い、その中には会計監査も含まれるので、会計監査については、監査役と会計監査人の職務と権限は競合する¹²⁾。しかしながら、そこには次のような役割分担がなされている。すなわち、会計監査人は第一次的に会計監査を行い、監査役は、自らの監査結果に基づいて、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性を判断するという役割分担である。つまり、会計監査人は外部の会計専門家としての立場から監査を行うのに対し、監査役は、会社内部の実情を熟知した企業人の視点から監査を行うものであり、会計監査が実効的に行われるためには、両者の緊密な連携が不可欠であるとされる¹³⁾。このように、会計監査に限り、会計監査人による監査と監査役による監査の二重の監査がなされるのであり、会計監査人と監査役の職務権限の内容もほぼ同様である（会社法三八一条・三九六条参照）。

なお、平成一七年改正前商法においては、会計監査人が不適正意見を表明した場合でも、株主総会で承認決議を得れば、計算関係書類は承認され、利益処分ができた。ところが、会社法計算規則一四八条三号は、会計監査人が不適正意見を表明した場合、計算書類の公告においてその旨を明らかにすることを規定し、会計監査人の意見の外部公表を通じて、不適正な計算関係書類に基づく剰余金の配当等に対する抑止力とすることが期待されている¹⁴⁾。

(2) 会計監査人の損害賠償責任

会社法上の監査にせよ、金融商品取引法上の監査にせよ、いずれの場合も、会計監査人は会社と監査契約を締結して監査を行う。この監査契約は、民法上の準委任契約と解されることから、会計監査人は、善良なる管理者の注意をもって監査をなす義務を負う（民法六四四条）。したがって、善管注意義務に違反した場合、例えば、故意又は過失により粉飾決算を見過して、監査報告において（無限定）適正意見を表明した場合、虚偽の監査報告をしたことになり、会社に対して債務不履行（民法四一五条）又は不法行為（民法七〇九条）による損害賠償責任を負うことになる。会社以外の第三者に対しても、不法行為の要件を充たせば、損害賠償責任を負う。¹⁵⁾

会社法も以上のことを前提としており、会計監査人は会社に対し善管注意義務を負い（会社法三三〇条、民法六四四条）、会計監査人がその任務を怠ったときは、会社に対しこれによって生じた損害を賠償する責任を負うと規定する（会社法四二三条一項）。また、会計監査人が職務を行うについて悪意又は重過失があったときは、これによって生じた第三者に対する損害を賠償する責任を負うが（会社法四一九条一項）、とくに会計監査報告の重要事項につき虚偽記載があった場合、会計監査人は自己の無過失を証明しない限り、第三者に対して損害賠償責任を負う（証明責任の転換。会社法四一九条二項四号）。典型的には、粉飾決算がなされたのに会計監査人が会計監査報告に「無限定適正意見」（会社計算規則一一〇条一項二号イ）を記載した場合がこれにあたる。¹⁶⁾

会計監査人が会社または第三者に対して損害賠償責任を負う場合において、他の役員等（会社法四二三条一項）も損害賠償責任を負うときは、これらの責任は連帯責任とされる（会社法四三〇条）。また、会計監査人の会社に対する任務懈怠による損害賠償責任は、取締役等の役員の場合と同様に、株主代表訴訟の対象となり（会社法八四七条一項）、責任の減免等についても取締役等と同じ規制に服する（会社法四二四条、四二七条）。

なお、金融商品取引法上、上場会社の財務諸表については、公認会計士または監査法人による監査証明を受ける

ことが義務づけられている（金商法一九三条の二第一項）。これは、財務諸表の適正性を公認会計士に検証させることにより、投資家に対し、開示される財務諸表の信頼性に関する判断資料を提供する趣旨である¹⁷。そして、例えば、粉飾決算など会計の不正があるにもかかわらず、監査報告に適正意見を記載した場合、監査報告への虚偽記載となり、有価証券の取得者に対し金融商品取引法に規定する損害賠償責任を負うものとされるが、公認会計士が虚偽の監査証明をしたことにつき、故意または過失がなかったことを証明すれば、損害賠償責任を負わないものとされる（金商法二一条一項三号及び二項二号・二三条の二第二項・二四條の四）。

(10) 会社法上の規制とは別に、昭和三年制定の証券取引法（現在の金融商品取引法）により、上場会社については、公認会計士・監査法人の監査が義務づけられていた。したがって、上場会社である大会社については、会計監査人による「商法（会社法）上の監査」と「証券取引法上の監査」という重複が生じることとなった。もっとも、会社法上の監査も証券取引法上の監査も、同一の会計監査人に行われており、この重複は実際に不都合をもたらすものとはなっていない。

(11) 江頭憲治郎・株式会社法「第三版」（有斐閣、二〇〇九年）五〇七頁注三及び五五三頁注一三。

(12) 監査役会（会社法三九〇条）や委員会設置会社における監査委員会（会社法四〇四條二項）の場合も、同様に、会計監査人との職務・権限の競合が問題となる。

(13) 江頭憲治郎「門口正人編集代表・会社法大系第三卷（青林書院、二〇〇八年）三二七頁「松井秀樹」。

(14) 武田昌則「会計監査人の損害賠償責任」琉大法学八一号（二〇〇九年）七頁。

(15) 前掲注（6）の裁判例において、第三者に対する不法行為による損害賠償責任が認められた。粉飾決算を行った会社の財務諸表につき無限定適正意見を金融商品取引法上の監査証明として表明した監査法人の社員である公認会計士が、注意義務を尽くさぬまま監査報告書に署名押印したことをもって、監査報告書に示された無限定適正意見の形成に関与したと認め、投資家に対し直接の不法行為責任を肯定したものである。また、不正な会計処理の存在を認識しつつ、監査法人が

無限定的適正意見を示すように監査法人の社員に働きかけた公認会計士にも、監査報告書に署名押印した者と同程度に監査法人の無限定適正意見の形成に関与したと評価できるとし、投資家に対する直接の不法行為責任を認めた。

(16) この第三者に対するこの責任の性質は、第三者に対する民法上の不法行為責任とは別個の法定責任であり、一般の不法行為責任と競合的に成立すると解されている。新版注釈会社法(6)(有斐閣、一九八七年)五七六頁「龍田節」。江頭「門口・前掲注(13)二四七頁「奥宮京子」。

(17) 会社法上の会計監査人による監査は、監査役と連携しつつ計算関係書類の適法性を検証し、「投資家」ではなく、「株主および会社債権者」に対して、計算関係書類の信頼性に関する情報を提供するものである。

三 粉飾決算・不正会計等を看過した会計監査人の民事責任

会計監査人が、粉飾決算など不正な会計処理を看過して、監査報告に適正(適法)意見を記載した場合、それは監査報告の虚偽記載となり、損害賠償責任を負う。しかしながら、この損害賠償責任も過失責任であり、会計監査人が善管注意義務を尽くして監査を行っても、粉飾決算等を発見できなかったのであれば、責任を負わない。すなわち、会計監査人の民事責任の有無は、善管注意義務を尽くしたかどうか、言い換えれば、監査を行うにあたっての過失の有無の問題となる。

(1) 監査規範

会計監査人が監査を行うにあたり、準拠すべき監査規範は何か。これについては、金融商品取引法上の監査においては、法令上、明示の規定がある。監査報告書は「一般に妥当と認められる監査に関する基準及び慣行に従って実施された監査に基づき」作成されなければならない(金商法一九三条の二第一項及び第五項、財務諸表等の

監査証明に関する内閣府令（昭和三二年大蔵省令一一号。以下、「監査証明府令」という）三条二項、この「一般に妥当と認められる監査に関する基準」には、企業会計審議会（金融庁組織令二四条一項）により公表された「監査に関する基準」が該当すると規定されている（監査証明府令三条三項）。すなわち、金融商品取引法上は、企業会計審議会の監査基準¹⁸が、法令上の監査規範となる。

旧商法特例法および会社法には、このような規定はない。旧証券取引法・金融商品取引法の監査と旧商法特例法・会社法の監査とで特に違った監査手続が要求されるわけではなく、おおむね企業会計審議会の監査基準にしたがった監査を行えばよいと解するのが通説である。旧商法特例法による監査についてこれを肯定したのがキムラヤ事件判決（東京地判平成一九年一月二八日判例時報一九八五号七九頁）であり、会社法上の会計監査人の監査においてもこの先例が妥当するといえる。

昭和二五年に監査基準が設定された際に、監査基準は、監査実務の中に慣習として発達したもののなかから、一般に公正妥当と認められたところを帰納要約した原則であつて、職業的監査人は、財務諸表の監査を行うに当たり、法令によって強制されなくとも、常にこれを遵守しなければならないと主張されたところである。それでは、任意監査の場合にも監査基準が監査規範となるのであろうか。これについては、コッパーズ事件第一審判決（東京地判平成三年三月一九日判例時報一三八一号一一六頁）は、有限会社の任意監査について、企業会計審議会の定める監査基準・監査実施準則が常に適用されるものではないが、これらに盛られた監査に関する一般的な原則が、有限会社の監査について適用されないことを意味するものではないと判示し、同事件の控訴審判決（東京高判平成七年九月二八日判例時報一一五二号一一八頁）は、監査基準・監査実施準則に盛られた監査に関する一般的な原則が有限会社に適用されることはあつても、その全体が常に有限会社に機械的に適用されるものではなく、また、有限会社につき監査基準・監査実施準則に基づき監査を実施する商慣習があるとも認められないと判示した。また、株式会

社の任意監査の事案である上毛新聞事件判決（東京地判平成一九年五月三日判例時報一九八五号七九頁）は、株式会社社の任意監査における監査基準の適用の有無やその範囲について、とくに言及せずに監査を行った公認会計士の監査契約に基づく義務違反の有無につき検討している。

これらの裁判例から言えることは、監査基準は一般に公正妥当と認められた監査の慣行を帰納要約した原則であるので、任意監査の場合にも監査基準に盛り込まれた一般的な原則が適用されるものであるが、任意監査の場合、監査対象となる者の法的な属性や監査の依頼の目的・内容によって、具体的になすべき監査手続が金融商品取引法ないし会社法の法定監査とは異なり得ることから、監査基準がそのまま全部適用されるわけではないということである。この監査基準に盛り込まれた一般的な原則とは、監査基準の中のどの部分を指すものであるのかについては、現在のところ明らかではなく、今後の裁判例を待つことになる。

（２）善管注意義務違反の判断

会社法や金融商品取引法上の監査において、準拠すべき監査規範は、企業会計審議会の定める監査基準（第二実施基準）が準拠すべき監査規範であるとして、次に、これに準拠した監査手続を善管注意義務を尽くして行ったこと、すなわち過失がなかったことの立証はどのようにすればよいのだろうか。

旧証券取引法の監査に関し、かつては、監査基準・監査実施準則に基づく監査を行い、それを監査調書に記載していれば、過失のないことの立証となると解する説が唱えられたが、平成三年の監査基準の改訂において監査実施準則の純化が大幅に行われ、監査基準を補足する具体的な指針を示す役割は日本公認会計士協会の実務指針に委ねられたことから、監査実施基準（「監査基準 第二実施基準」を監査実施基準という）及び監査実施準則（監査実施準則は平成一四年監査基準改訂により廃止）のほか日本公認会計士協会の実務指針¹¹⁾に基づく監査を行ったことを

立証すれば、実施した手続が合理的でなく、他に監査に関する合理的な慣行がある場合を除き、無過失を一応立証できるとものと考えてよいとするのが通説と思われる。²⁹⁾ もっとも、監査実施基準に加え実務指針に基づくことを求めても、過失の認定は事実認定の問題なのか、法令適用の問題なのか、必ずしも明らかではないから、実際の過失の有無の認定においては、必ずしも監査実施基準のみに準拠した場合との相違はあらわれないとの指摘もある。³⁰⁾

ところで、平成三年監査基準改訂前の監査実施準則は、監査手続を「通常の監査手続」と「その他の監査手続」とに分け、前者は通常実施すべき監査手続であり、実施可能であり合理的である限り省略してはならないものであり、後者は、監査人がその時の事情に応じて必要と認めて実施すべきものであるとされていた。平成三年監査基準改訂により、リスク・アプローチの考え方が導入されたことに伴い、監査実施準則において、この二分類を廃止し、「通常実施すべき監査手続」とし、その基本的な諸要件を定めたものである。この「通常実施すべき監査手続」とは、監査人が自己の意見表明の合理的な基礎を得るために必要と認めて実施する監査手続を意味するが、平成一四年の監査基準改訂において、リスク・アプローチをより明確化したことに伴い、この表現の使用は止められた。この表現は、あたかも、定型的な監査手続の組み合わせがその適用方法があるかのような誤解を与えるおそれがあるからである。なお、この平成一四年監査基準改訂において、監査手続は、統制リスクを評価するための統制評価手続と監査要点の直接的な立証の為にいう実証手続という概念に区分した上で、監査人が選択する具体的な監査の手法の例示は削除した（監査実施準則の廃止）。そして、重要な監査の手法については、日本公認会計士協会が実務指針において、その種類や適用方法を示すこととされたものである。

以上を踏まえて、裁判例を概観する。平成一四年の監査実施準則廃止前の事件の裁判例として、まず、平成六年三月期から平成九年三月期の有価証券報告書についての旧証券取引法上の監査における過失の有無が問題とされた山一証券事件平成一七年判決（大阪地判平成一七年二月二四日判例時報一九三一号一五二頁）及び平成四年三月期

から平成九年三月期の有価証券報告書についての旧証券取引法上の監査における過失の有無が問題とされた山一証券事件平成一八年判決（大阪地判平成一八年三月二〇日判例時報一九五一号一二九頁）がある。この二つの裁判例は、監査基準及び監査実施準則に従い、通常実施すべき監査手続（監査実施準則二項）を実施し、その過程において、職業的監査人として通常要求される程度の注意義務を尽くして監査に当たったにもかかわらず、有価証券報告書に虚偽記載があることを発見するに至らなかった場合には、監査法人に過失があるということとはできない旨を判示している。平成一〇年三月期から平成一三年三月期の決算の監査が問題となったナナボシ事件判決（大阪地判平成二〇年四月一八日判例時報二〇〇七号一〇四頁）は、監査実施準則にいう「通常実施すべき監査手続」に従って、個別の被監査会社の状況に応じて、監査計画を策定し、画一的なものではない多様な監査証拠を入手し、監査要点に応じて必要かつ十分と考えられる監査手続を実施することが、監査人に課せられた善管注意義務と判示されている。

平成一四年の監査基準改訂により監査実施準則が廃止された後の裁判例としては、平成一六年一月期決算の監査が問題となったキムラヤ事件判決（東京地判平成一九年一月二八日判例時報一九八五号七九頁）がある。同判決は、「企業会計審議会の定めた『監査実施基準』は一般に公正妥当と認められる監査の基準であるから、会計監査人がこれに準拠した監査手続を実施し、その過程において、会計監査人として通常要求される程度の注意義務を尽くした場合には、決算書類に虚偽記載があることを発見するに至らなかったとしても、当該会計監査人は、その職務を行うについて注意を怠らなかつたということができ、商法特例法一〇条ただし書（会社法四二九条二項ただし書）の適用により損害賠償責任を免れると解するのが相当である」とし、「企業会計審議会の定めた『監査実施基準』は、監査人が監査を実施する際の基本原則を定めたものであって、内容的には抽象的なものであるところ、日本公認会計士協会は、『監査実施基準』を具体化したものとして種々の実務指針を定めて」おり、「実務指針は、そ

の内容に照らし、基本的に合理性を有するものと認められるから、会計監査人が日本公認会計士協会の定めた上記の実務指針に準拠して監査を実施した場合には、特段の事情のない限り、企業会計審議会の定めた「監査実施基準」に準拠した監査を実施したということができ、当該会計監査人は、その職務を行うについて注意を怠らなかつたものと解される」と判示している。つまり、準拠すべき監査規範は監査実施基準であるが、日本公認会計士協会の定めた上記の実務指針に準拠して監査を実施した場合には、特段の事情のない限り、監査実施基準に準拠した監査を実施したということができ、会計監査人に過失はないものとされる。このキムラヤ事件判決の考え方は、現在の監査基準の下でも、妥当するものと解される。

しかしながら、監査実施基準・日本公認会計士協会の実務指針に準拠するといっても、会計監査人が機械的にあてはめられるようなものではなく、準拠に際しては会計監査人等の職業専門家としての実質的な判断が必要となる。すなわち、監査基準が採用するリスク・アプローチ⁽²⁴⁾の考え方に則り、監査を効果的かつ効率的に実施するため、監査対象となる個々の企業の実情に即して監査リスクを⁽²⁵⁾評価し、監査リスクと監査上の重要性を勘案して適切な監査計画を策定することが求められる。そうすると、善管注意義務を尽くした、すなわち無過失と評価されるために何をすべきかは、具体的事案に即して変わってくるのであり、⁽²⁶⁾抽象的な文言で記述されている監査実施基準・実務指針からは、すべてを読み取ることにはできない。そこで、監査対象となった会社の実情を前提に、「平均的な公認会計士であれば、行ったであろう監査手続の実施」を、実際に行ったか否かが問題とされることになる。

また、すくなくとも法定監査については、会計監査人が自ら入手した監査証拠に基づき、計算書類や財務諸表の適正性（適法性）について意見を表明するのがその目的であり、不正の発見それ自体は監査の目的ではないものの、財務諸表の適正性に影響を及ぼすような不正・誤謬を発見・防止することは、原則として財務諸表監査の目的に含まれることに異論はないので、職業的専門家として正当な注意を払いつつ、不正行為を発見できるならば、これを

見逃さないように監査手続を実施することが求められている。⁽²⁷⁾ しかしながら、結果的に不正・誤謬を発見できなかったからといって、ただちに会計監査人に任務懈怠（過失）があるということとはできないのである。⁽²⁸⁾

（3）会社の法定監査における過失の有無に関する裁判例

裁判例には、粉飾決算を看過して適正意見を監査報告に記載した会計監査人について、監査にあたり注意義務を尽くした、すなわち会計監査人に過失が無いとして、損害賠償責任を否定したものが多い。会計監査人の過失を否定した裁判例として、山一証券事件平成一七年判決、山一証券事件平成一八年判決、キムラヤ事件判決、ヒューコム事件判決がある。

前述した山一証券事件平成一七年判決は、山一證券の株主が同社の破綻により下落した株価による損害について、同社の簿外債務を看過して、有価証券報告書につき適正意見を表明した監査法人に対し、旧証券取引法上の損害賠償として請求した事例であるが、ダミー会社を使った簿外債務等につき、監査人として通常要求される程度の注意義務を尽くしたとしても、粉飾決算を基礎付ける事情を認識することは不可能であつたとして過失を否定し、賠償責任を負わないと判示した。山一証券事件平成一八年判決は、ほぼ同じ事実関係のもと、山一證券の株主が、監査法人に対し旧証券取引法上の損害賠償請求を請求した事例である。監査法人は、有価証券報告書について監査証明をするに当たり、当時の会計監査の水準を踏まえ、監査に関する職業的専門家として一般的に要求される程度の注意義務をもって、通常実施すべき監査手続等を実施したにもかかわらず、有価証券報告書に虚偽記載等が存したような場合には、過失はなかったといわざるを得ないと判示し、また、本件簿外債務の隠ぺい工作からすると、監査法人において合理的かつ可能なこれ以上の人員及び時間をかけたとしても、そのことのみによって本件簿外債務を発見することはできなかったと認めるのが相当と述べている。

キムラヤ事件判決は、粉飾決算を看過して適正意見を監査報告に記載した会計監査人に対し、倒産した会社に融資をなし回収不能となった銀行等が、回収不能額を損害として、会計監査人に対し商法特例法一〇条に基づく損害賠償責任（第三者に対する責任）を追及した事例である。同判決は、前述のように、会計監査人が、日本公認会計士協会の定める実務指針に準拠して監査計画を策定し、これに基づき通常実施すべき監査手続を実施したのであるから、企業会計審議会の定める「監査実施基準」に準拠した監査手続を実施したものと見え、その過程において、会計監査人として通常要求される程度の注意義務を尽くしたものであるということができるとし、商法特例法一〇条但書（現在の会社法四一九条二項但書）により責任を負わないとしたものであるが、本件では、会社経営者が巧妙な手段を用いて粉飾決算を行っており、会計監査人が粉飾決算を発見できなかったことは、やむを得ないと述べている。

ヒューコム事件判決（東京地判平成二〇年二月二七日判例時報二〇一〇号一三一頁）は、民事再生手続中の会社が、自己の会社の旧商法上の監査及び旧証取法上の監査を行った監査法人に対し、架空取引を看過して適法意見を表明したことが、監査契約上の善管注意義務違反にあたるとして監査報酬相当額の損害賠償を請求した事例である。同判決は、監査法人は、様々な観点から厳格な方法により原告である被監査会社の取引先に対する売掛金の実在性を検証していると評価することができ、このような深度のある監査手続が行われたにもかかわらず、監査法人が本件架空取引を発見することができなかったのは、会社と取引先が不正を共謀し、取引が実在することを示す虚偽の内容を記した証憑を取引仮装の目的で偽造し、証憑から認識される商品の流れに不自然な点を生じさせず、注文書や発注内示書の売上金額、売上商品名、規格に矛盾が生じないよう徹底した仮装工作がなされ、これに反する具体的かつ客観的な監査証拠が見当たらなかったことにその原因があると判示する。そして、監査法人は、会社が取引先と不正を共謀して架空取引を行っていたことを前提として監査を実施する義務を負っていたとまでは認められないことからすれば、本件監査は、会社が主張するような、粉飾の核心部分においてはすべて監査の深度を欠いてい

るものとは到底いえず、むしろ、監査契約に則り、十分かつ適切な監査証拠を入手した上で、適切に行われたものというのが相当であり、監査法人に善管注意義務違反があると認めることはできないと判示した。

これに対し、会計監査人の過失を肯定し、損害賠償責任を認めた裁判例は少ない。前述のナナボシ事件判決は、倒産して民事再生手続が適用されている再生会社の管財人が、倒産前の旧経営陣が行った粉飾決算を看過して適意意見を表明していた監査法人に対し、粉飾決算を発見できなかったことは監査契約上の注意義務違反の債務不履行であるとして損害賠償を請求した事案である。粉飾決算の方法は、経営者及び幹部社員が取引先と共謀して架空の公共工事を偽装し、それによる架空の売上げを計上するという巧妙なものであった。架空の公共工事代金のほぼ全件について支払遅延が生じていたにもかかわらず、平成一三年三月期の決算において問題視せずに監査意見（適意見）を表明したことに対し、確実な入金を見込める公共工事代金の支払遅延という、明らかに不自然な兆候があった場合、工事の実在性について追加監査手続を実施しなかったことが、「通常実施すべき監査手続」を満たしているといえないとして、会計監査人に過失を認める旨判示した。そして、粉飾決算を看過したことと因果関係がある損害として、粉飾決算に基づく違法配当金相当額の約八五〇〇万円について、粉飾決算及び違法配当を行った旧経営陣の違法行為を斟酌し、過失相殺八割を認め、約一七〇〇万円の支払いを監査法人に命じたものである。

なお、ライブドア一般投資家損害賠償請求訴訟第一審判決（東京地判平成二二年五月二一日判例時報二〇四七号三六頁）²⁹は、粉飾を含む不適切な会計処理がなされていた平成一六年九月期の連結財務諸表等を対象とする監査報告書に無限定適正意見を表明した監査法人に対し、旧証券取引法上の虚偽記載による損害賠償責任（旧証取法二四條の四・二二条一項）を肯定した事案である。この事案では、監査法人の担当社員が不適切な会計処理について認識していたことがわかることから、具体的な分析をなさずに、「過失がなかったと認めるに足りる証拠」がないとして責任を認めており（旧証取法二四條の四・二二条二項・二二条二項二号参照）、いかなる証拠が「過失

がなかったと認めるに足りる証拠」なにかについては、今後の控訴審ないし他の裁判例を待つことになる。

法定監査ではなく、有限会社の任意監査において、監査法人の過失を認定し責任を認められた裁判例として、コッパース事件第一審判決（東京地判平成三年三月一九日判例時報一三八一号一一六頁）³⁰が有名である。しかし、控訴審判決（東京高判平成七年九月二八日判例時報一五五二号一一八頁）では過失は否定されている。³¹

- (18) 現在の監査基準については http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyuu/tosin/20090410/01.pdf を参照。
- (19) 前掲注(16)・新版注釈会社法(6)五七八頁「龍田」、日本公認会計士協会監査委員会「商法監査の監査手続について」（昭和五〇年四月）。
- (20) 渡辺豊樹ほか・改正証券取引法の解説（商事法務研究会、一九七一年）六九頁、河本一郎・神埼克郎・問答式改正証券取引法の解説（中央経済社、一九七一年）一一一頁、前掲注(16)・新版注釈会社法(6)五七八頁「龍田」。
- (21) 日本公認会計士協会の監査基準委員会報告書第 号というかたちで公表される。
http://www.hp.jpipa.or.jp/specialized_field/audit/05/ を参照。
- (22) 同旨、根田正樹「公認会計士の責任」川井健＝塩崎勤編・新裁判実務大系八巻（青林書院、二〇〇四年）一〇一頁、日本公認会計士協会・監査規範の概念的枠組みに関する研究会報告書「監査規範の概念的枠組みに関する基礎研究」（平成一六年四月二六日）五三―五四頁「弥永真生」、田澤元章「判批」ジュリスト一三九六号（二〇一〇年）一六五頁。
- (23) 岸田雅雄「判批」判例評論五七六号（二〇〇七年）二四頁。
- (24) 重要な虚偽の表示が生じる可能性が高い事項について、重点的に監査の人員や時間を充てることにより、監査を効果的かつ効率的なものとするができる監査の実施の方法をいう。
- (25) 監査人が、財務諸表の重要な虚偽の表示を看過して誤った意見を形成する可能性をいう。固有リスク（関連する内部統制が存在しないと仮定した場合に、財務諸表に重要な虚偽の表示がなされる可能性をいう）、統制リスク（財務諸表の重要な虚偽の表示が、企業の内部統制によって防止又は発見・是正されない可能性をいう）及び発見リスク（企業の内部統

- 制によって防止・発見・是正されなかつた財務諸表の重要な虚偽の表示が、監査手続を実施してもなお発見されない可能性をいう)の三つの要素で構成される。平成一七年監査基準改訂後は、固有リスクと統制リスクは実際には複合的な状態で存在することが多いこと等から、原則として固有リスクと統制リスクを結合した「重要な虚偽表示のリスク」として評価することになった。
- (26) 龍田節「公認会計士の責任と保険の対象」大森忠夫先生還暦記念論文集・商法・保険法の諸問題(有斐閣、一九七二年)五二七頁、弥永真生「判批一判例評論六〇一号(二〇〇九年)二七頁。
- (27) 弥永真生「不正発見と会計監査人(上)」ジュリスト一一一五号(一九九七年)九三頁など。
- (28) 江頭「門口・前掲注(13)三三四頁「松井」。
- (29) 前掲注(6)参照。本判決は、監査法人およびその社員である公認会計士の責任につき、興味深い多くの論点を含むものである。本判決の問題点については、黒沼悦郎「ライブドア株主損害賠償請求訴訟東京地裁判決の検討」上・「下」(商事法務一八七一号四頁以下及び一八七二号一七頁以下(二〇〇九年)など参照。
- (30) 従業員(経理部長)による預金の無断担保差入れや不正借入・手形の不正振出し等による横領行為を任意監査において看過したという事案である。監査人が従業員の不正行為を看過したまま適正意見を表明したというだけでは責任を負ういわれはないが、職業の専門家の正当な注意を怠り、その結果、従業員の重大な不正行為を看過したときは損害賠償責任を負うとし、本件被監査会社の場合には、内部統制組織に大きな不備があり、従業員の不正行為を誘発する可能性が存在していたのであるから、定期預金証書等を実査するという程度のことには職業的監査人としては当然になすべきであり、これを怠ることは監査の依頼の趣旨に背くものであるとして、約四八〇〇万円の損害賠償責任を認めた(過失相殺八割)。
- (31) 監査に際して、銀行の定期預金通帳が会社に存在しなかったこと等に関し、満期のため通帳を銀行に書換えに預けているとの説得力ある説明などがあつたのであり、監査人が、これを経理部長の不正に結びつけて追及すべき疑念を持たなかつたことにつき注意義務違反(過失)はないと判示した。したがって、監査人は、経理部長の不正を発見できないまま無限定の適正意見を表明したことについて、監査契約上、債務不履行の責任を負わないとされた。第一審判決とは結論を異にするに至つた理由として、本件任意監査は連結財務諸表作成目的で依頼されており、特に不正発見が期待される監査では

ないこと、被監査会社は無借金体質の会社であり、貸借対照表には借入金の高は存しないから、借入金残高の調査義務はなく、また、定期預金についての入担の有無という監査要点は存在しないことから、預金通帳を実査する義務も必要も無かったと認定した点があげられる。

四 結びに代えて

山一證券事件、キムラヤ事件、ヒューコム事件は、いずれも、経営者や幹部従業員が粉飾決算に関与し、取引先とも共謀して偽装するなど、会社ぐるみの隠蔽工作がなされた事案である。会社側の巧妙な隠蔽により、会計監査人が、不正行為を基礎づける事情を認識することは期待できないとされ、過失が否定されている。

そうすると、取引先と共謀した架空取引、経営陣が関与するような悪質な粉飾決算ほど、発見することが極めて困難なゆえに、会計監査人が看過しても無過失が認定されやすいといえる。会計監査人に過失を認めたらナナボシ事件も、会社が架空工事の代金支払を偽装することが出来なくなり、支払遅延が生じていたという事実がなければ、過失は認定されなかったであろう。監査手続の過程で「不自然な兆候」が見られなければ、会計監査人は追加の監査手続を行って「不自然な兆候」の原因を確認する義務も生じないからである。

悪質かつ巧妙な粉飾決算ほど、会計監査人が発見できないのもやむを得ないとして、会計監査人の過失責任も否定されることについては、社会的批判も強い。この批判は、会計監査人に会社の不正を発見して欲しいという期待を、社会が抱いているためでもある。

しかしながら、法律論としては、既に述べたように、法定監査においては、不正の発見それ自体は監査の目的ではない。会計監査人の義務は、監査基準に準拠し、職業的専門家として正当な注意を払いつつ監査手続を実施し、

計算書類や財務諸表の適正性につき監査証拠に基づいて判断した結果を監査意見として表明することに尽きるものであり、結果的に、不正・誤謬を発見できなかったからといって、ただちに会計監査人に過失があるということとはできないのである。この意味で、会計監査人の適正意見は、計算書類や財務諸表の正確性ないし経営者・従業員に会計上の不正行為がないことを証明するものではない。

会計監査人の責任は、結果責任ではなく、善管注意義務の規定の適用の問題であること、また、監査は当事者の契約に基づくものであって、国税当局や検察庁とは異なり、相手方の意思に反してまで必要な証拠書類の収集を行うことは不可能であること⁽³²⁾、そもそも、試査（サンプル調査）を前提とする現在の会計監査制度のもとでは、監査のためのコスト（費用）との関係で、出来ることには限界があり、不正を発見できないリスクも一定範囲で許容されているといえること⁽³³⁾等が、指摘されている。このような意味で、現在の裁判例の考え方は、概ね支持できるものである。

最後に、二つほど問題を指摘しておきたい。ひとつは、過失相殺の是非である。判例は、会計監査人の会社に対する損害賠償責任について、粉飾決算等に関与した取締役等の行為を会社側の事情として斟酌し、過失相殺（民法四一八条）を肯定する⁽³⁴⁾。学説上も、過失相殺を認めるのが多数説である⁽³⁵⁾。しかし、公認会計士による監査に対する期待は公益的なものがあり過失相殺により会社の回復額を減らすのは妥当ではないこと、会社法が取締役・監査役および会計監査人の会社に対する責任を連帯責任と規定（会社法四三〇条）した趣旨に反することなどを理由に、過失相殺を否定する学説も有力である⁽³⁶⁾。理論的には、過失相殺の本来の適用領域を超えて、公平な賠償責任を導く手段として、過失相殺の法理が借用されているものと評価することができよう⁽³⁷⁾。

もう一つは、会計監査人の責任の限定についてである。会計監査人はその監査報酬に比較すると、いったん過失が認められると巨額の損害賠償責任を負う可能性がある。会計監査人が負う損害賠償責任のリスクが監査報酬に比

して大きすぎると、会計監査人が監査契約の締結に過度に慎重になり、不正が生じるリスクが高いと思われる会社に対しては、監査契約の締結自体を拒絶するなどの問題を生ずるおそれがある。会社に対する損害賠償責任は、責任限定契約による対応が可能であるが（会社法四二七条一項）、第三者に対する責任を限定する規定は、会社法及び金融商品取引法にはない。責任を負うべき第三者の範囲や責任額の限定など、保険の利用も含めて、検討されるべきことが唱えられている³⁸⁾。前述の会計監査人の会社に対する責任について過失相殺の適用を肯定する判例の立場も、理論的な難点はあるものの、会計監査人の会社に対する責任を適切な範囲に限定する機能を、過失相殺の法理を借用して果たしていることが、多くの学説から支持を受ける理由であろう。

以上

- (32) 岸田・前掲注(22)二六頁。会計監査人は、捜査機関とは異なり、強制的捜索、差押権限がないことから、本来は会計監査人に協力すべき、被監査会社の取締役、監査役又は従業員らが、不正の隠蔽に加担している場合は、十分な資料が得られず、適切な監査が実施される保証はないことにつき、三、(一)で引用した上毛新聞事件判決（東京地判平成一九年五月二三日判例時報一九八五号七九頁）及び前述の山一證券事件平成一八年判決が触れている。

- (33) 弥永・前掲注(26)二七頁。

- (34) 前述のナナボシ事件判決（過失相殺八割）、コッパーズ事件第一審判決（過失相殺八割）のほか、労働組合法五条二項七号の法定監査の事例として、凸版印刷労組事件判決（東京地判平成一五年四月一四日判例時報一八二六号九七頁）がある。この判決は、公認会計士が預金の実在性という監査要点に関し、預金通帳のコピーのみが提示されたのに対し、提示されたコピーに対応する預金通帳の原本の実査を怠ったことを監査契約上の注意義務違反と認め、これにより、労働組合内部の横領行為の発覚が遅れたため労働組合が被った損害についての賠償責任を認めたものである。そして、労働組合の内部統制が不十分であった等の点を斟酌し、過失相殺を認めた（過失相殺七割）。

- (35) 江頭・前掲注(11)五六二頁注二五、湯川益秀「判批」判例評論(二〇〇四年)五四二号二四頁、近藤光男「判批」判

- 例評論三九五号（一九九二年）五一頁、加美和照「判批」平成三年度重要判例解説（ジュリスト一〇〇二号）（一九九二年）九九頁、山村忠平「判批」金融・商事判例八七三号（一九九一年）五一頁ほか。
- (36) 龍田節「有限会社の任意監査人の責任」商事法務一二四九号（一九九一年）六〇頁、片木晴彦「粉飾決算と経営者・公認会計士の責任」商事法務一五二九号（一九九九年）五頁、山田純子「監査人の被監査会社に対する責任とその限定」甲南法学四四卷一―二号（二〇〇三年）一一〇頁など。
- (37) 北沢義博「会計監査人の被監査会社に対する損害賠償責任 大手監査法人の責任が認められた事例」大宮ローレビュー第五号（二〇〇九年）一八九頁。
- (38) 弥永真生・会計監査人の責任の限定（有斐閣、二〇〇〇年）参照。